

新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた本市の対応について

1 公共施設の取扱いについて

(1) 施設の利用時間

午後 8 時以降開館している次の施設について、利用時間を午後 8 時までとし、室内における飲食は終日禁止します。

また、学校開放施設、施設内のトレーニングルーム、表丹沢野外活動センターの宿泊とバーベキュー場の利用を、それぞれ停止します。

【対象施設】

公民館、クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館）、総合体育館、中央運動公園（陸上競技場・野球場・庭球場）、おおね公園（温水プール・多目的グラウンド・庭球場・スケート場）、サンライフ鶴巻、はだの丹沢クライミングパーク、保健福祉センター、広畑ふれあいプラザ、末広ふれあいセンター、中野健康センター、ほうらい会館、はだのこども館、曲松児童センター、表丹沢野外活動センター、弘法の里湯、名水はだの富士見の湯

(2) 期間

1 月 9 日（土）から 2 月 7 日（日）まで

2 本市が主催するイベントについて

式典・大会・公演・講演・講座等及び会議については、政府の基本的対処方針を踏まえ、イベント人数制限や感染防止策等を徹底した上で、午後 8 時までの開催とし、飲食は終日禁止とします。

なお、不要不急、感染のリスクが高いと思われるイベント等については、個別判断の上、延期や中止、内容の変更を行うこととします。

3 職員の出勤体制について

業務継続を見据えながら、在宅勤務型テレワーク、時差出勤制度の活用や週休日の振替、積極的な休暇取得等により、出勤者の削減、接触機会の低減を図ります。

特に、市外在住の職員は、優先的に在宅勤務を実施することや車などへの通勤方法の見直しに取り組みます。

4 新型コロナウイルスワクチン接種に係る組織体制の整備について

新たに始まる新型コロナウイルスのワクチン接種を適切かつ正確に実施するため、次のとおり体制を整備します。

(1) 設置する組織

こども健康部健康づくり課に新たに「感染症対策担当」を設置します。

(2) 配置人員

新型コロナウイルスワクチン接種対策担当課長以下3名体制とします。

(3) 業務の内容

接種対象者の抽出・通知、接種場所の調整、医療機関との連絡調整等

(4) 設置日

1月12日（火）

問い合わせ

1、2は、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（地域安全課）
電話0463（82）9625

3は、人事課人事管理担当 電話0463（82）5120

4は、行政経営課行政経営担当 電話0463（82）5102